

## 日豪首脳共同声明

2020年11月17日

### 概観

- 1 日本と豪州の首相は、日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」は、民主主義、人権、自由貿易及びルールに基づく秩序に対するコミットメントを含む共通の価値観、インド太平洋地域及びそれを越えた地域における安全、安定及び繁栄における共有された戦略的利益並びに深い経済相互補完性に基づくものであることを再確認した。両首脳は、武力による威嚇若しくは武力の行使又は威圧によらず紛争が平和的な方法で解決され、国際法の下での全ての国家の主権及び権利が堅持される、自由で、開かれ、包摂的で、繁栄したインド太平洋地域を推進するための協力を深化させる決意を新たにした。この観点から、両首脳は、この地域に対する米国の継続的なコミットメントを歓迎し、地域の平和と安定に貢献するため、米国と緊密に協力することの重要性を強調した。
- 2 両首脳は、日豪両国が、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を終息させ、生命と生活を守り、社会的・経済的影響を緩和させるための努力を惜しまず続けることを確認した。両首脳は、ウイルスに打ち勝ち、経済回復を支えるためにも、国際的な枠組み、国際的なルール、国際組織及び国際機関を通じた、グローバルな連帯、協力及び効果的な多国間主義が、これまで以上に必要であることを認識した。また、両首脳は、日豪米戦略対話、日豪米防衛相会談、日豪米印4か国間の協議、及び戦略対話のための地域プレミアムフォーラムである東アジア首脳会議を始めとするASEANとの様々な対話を含め、既存の機会を通じた同志国との協調を更に強化することにコミットした。両首脳は、2020年10月の東京における第2回日米豪印外相会合及び2020年11月の第15回東アジア首脳会議の成功を歓迎した。両首脳は、ASEANの中心性及びASEAN主導のアーキテクチャに対する力強い支持並びに開放性、透明性、包摂性、法の支配、グッド・ガバナンス及び国際法の尊重を含む「インド太平洋に関するASEANアウトルック」に謳われている原則が引き続き重要であることを改めて表明した。この文脈で、両首脳は、「インド太平洋に関するASEANアウトルックの協力に係る第23回日ASEAN首脳会議共同首脳声明」の採択及び「回復に向けた強力なパートナーシップ」に関する第2回豪ASEAN首脳会議を歓迎した。両首脳は、APEC首脳会議及びG20サミットにおける共通の優先事項に関して協力することを期待した。
- 3 両首脳は、南シナ海における状況に関する深刻な懸念を表明し、現状を変更し、よって地域における緊張を高めるいかなる威圧的な又は一方的な試みに対する強い反対を再確認した。両首脳は、また、係争のある地形の継続的な軍事化、沿岸警備船及び「海上民兵」の危険かつ威圧的な使用、弾道ミサイルの発射、並びに他国の資源開発活動を妨害する試み等を含む、南シナ海における最近の否定的な動き及び深刻な事案に関する深刻な懸念を共有した。

両首脳は、南シナ海において航行及び上空飛行の自由が尊重されることの重要性、全ての紛争は1982年の海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に従って、平和的な方法で解決されるべきであること、並びに、UNCLOSの下で定められた正当な手続によって発出された2016年の南シナ海に関する比中仲裁における最終判断は、最終的かつ紛争当事国を法的に拘束することを再確認した。両首脳は、南シナ海におけるいかなる行動規範（COC）も、UNCLOSに反映された国際法と整合的なものになること、COCの非当事国の主権並びに正当な権利及び利益又は全ての国の国際法上の権利を害さないものとなること、既存の包括的な地域的枠組みを強化すること、並びに緊張を複雑化又はエスカレートさせるような行動をやめることに対する当事者のコミットメントを強化するものとなることを求めた。

- 4 両首脳は、また、東シナ海の状況に関する深刻な懸念を表明した。両首脳は、東シナ海の状況について引き続き緊密に意思疎通を行う意図を共有し、地域における現状変更を追求し緊張を高めるいかなる威圧的で一方的な行動にも強く反対する旨を表明した。
- 5 両首脳は、また、香港をめぐる状況について重大な懸念を共有し、香港の民主的なプロセス及び制度並びに香港基本法及び英中共同声明に定める高度な自治を堅持することの重要性を強調した。
- 6 両首脳は、北朝鮮の全ての核兵器、その他の大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄の実現に対するコミットメントを改めて表明し、国際社会による関連国連安保理決議の完全な履行の重要性を強調した。これに関連し、両首脳は、また、「瀬取り」を含む違法な海上活動に対処する国際的な取組へのコミットメントを再確認した。両首脳は、北朝鮮に対し、人権侵害を終わらせ、日本人拉致問題を即時に解決するよう求めた。
- 7 両首脳は、グローバルな核不拡散・核軍縮のレジームの礎石並びに原子力及び原子力技術の平和的な利用における協力のための基盤としての、核兵器不拡散条約に対するコミットメントを再確認した。

## 二国間関係の深化と拡大

- 8 インド太平洋地域及びそれを越えた地域における平和、安定及び繁栄に貢献する観点から、両首脳は、「特別な戦略的パートナーシップ」の下での二国間の安全保障・防衛協力を新たな次元に引き上げることを決意した。
- 9 この観点から、両首脳は、日豪間の円滑化協定（「日豪円滑化協定」）がインド太平洋地域における平和と安定に対する両国のコミットメント及び両国間の戦略的協力の更なる強化のための強固な基盤となるという強い信念を改めて表明した。

- 1 0 日豪円滑化協定は、一方の国の部隊が他方の国の領域を訪問する際の手続の確立や法的地位の明確化を通じて自衛隊と豪州国防軍との間の共同訓練や災害救助活動等の協力活動を円滑化する画期的な二国間協定であり、それによって両国部隊間の相互運用性を改善するものである。日豪円滑化協定の対象となる分野には、訪問部隊の出入国、関税及び租税、刑事裁判権に関するものを含む、部隊の展開や共同活動を円滑化するための手続を簡素化することが含まれる。
- 1 1 両首脳は、日豪円滑化協定について両国が大枠合意に至ったことを歓迎した。両首脳は、可能な限り早い機会に日豪円滑化協定に署名するために必要な残りの課題に引き続き両国で取り組むことを確認した。
- 1 2 両首脳は、それぞれの外相及び防衛相に対して、二国間の安全保障・防衛協力を更に強化すること及び次回の日豪外務・防衛閣僚級協議（「2+2」）を2021年の最も早い都合の良い時期に実施することを指示した。両首脳は、2020年10月に実施された日豪外相会談及び日豪防衛相会談の結果並びに安全保障・防衛関係を更に発展させ、拡幅し、深化させるための議論を歓迎した。この文脈で、両首脳は、二国間の演習・運用の複雑化及び高度化の拡大等を通じて自衛隊と豪州国防軍の協力を強化することの重要性を再確認した。両首脳は、自由で、開かれ、安全で、包摂的で繁栄した地域を維持するために、南シナ海における海洋活動を含め、インド太平洋地域における定期的な二国間及び多国間の協力活動を強化することの重要性を改めて表明した。
- 1 3 両首脳は、自衛隊法第95条の2（合衆国軍隊等の部隊の武器等防護）に係る自衛官による豪州国防軍の武器等の警護任務の実施に向けた体制構築の重要性を強調した。また、両首脳は、この協力の実施のために必要な調整を進展させることで一致した。
- 1 4 両首脳は、特にインド太平洋地域において、新型コロナウイルス感染症の保健分野、社会分野及び経済分野における影響を軽減する取組を連携させていくこと、そして、診断、治療及び安全で効果的で手頃な価格のワクチンについてそれらの開発及び公平なアクセスを加速させていくことを決定した。両首脳は、また、保健システムを強化し、保健危機に対する備えを強化し、不可欠な保健サービスが維持されることを確保すべくユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に向けて取り組むために、パートナー政府と協働するという見解を共有した。両首脳は、将来のパンデミックを予防し、及び軽減するためのWHOの権限及び能力を確保するために、WHO改革について協力することを決定した。
- 1 5 両首脳は、保健システムへの支援や経済支援を含め、新型コロナウイルス感染症に対応するに当たり、太平洋島嶼国との協力を強化するコミットメントを確認した。両首脳は、太平洋島嶼国における人道支援及び災害対応並び

に太平洋島嶼国との海洋安全保障分野の研修及び海洋状況把握に関する情報共有の促進についての豪州国境警備隊と日本の海上保安庁との間のより緊密な連携を通じたものを含む海洋安全保障に係る優先事項における協力を深化させることにコミットした。両首脳は、太平洋島嶼国の受けた新型コロナウイルス感染症の深刻な経済的打撃を認識し、財政支援に係る緊密な連携及び太平洋地域におけるインフラ整備に係る継続的で緊密な協力をコミットした。

16 両首脳は、新型コロナウイルス感染症からの地域の経済復興やメコン小地域における持続可能な開発を支援する上で重要な要素となる、開放性、透明性、ライフサイクルコストを考慮した経済性、債務持続可能性等の「質の高いインフラ投資に関するG20原則」で示された国際スタンダードに従った質の高いインフラ整備に対する支援の拡大を含め、東南アジアにおける協力を促進することを決定した。両首脳は、保健分野における協力を強化することで一致し、ASEAN感染症対策センターの設立に係る公式の発表を歓迎した。

17 両首脳は、デジタル変革、情報通信技術の技術革新及び新型コロナウイルス感染症の世界的流行の結果として、経済安全保障を確保することがより重要になってきていることを認識した。両首脳は、経済安全保障の分野において連携を強化することが二国間安全保障協力の重要な要素であることを確認し、情報交換を含め、この分野における協力を深化する具体的な方策を追求する意図を表明した。両首脳は、日豪の相互の繁栄は、必要不可欠な物品及びサービスのための安全で信頼できるサプライチェーンに立脚するものであることを改めて表明した。両首脳は、また、宇宙やサイバーの問題、デジタル技術及び重要技術、5Gネットワークと海底ケーブルを含むインフラにおける協力、また、開かれた、安全で、強靱で効率的な重要鉱物資源のサプライチェーンを確立することを含む資源安全保障分野における協力を強化する必要性を強調した。

18 両首脳は、自由で開かれた市場を維持するとともに、貿易及び投資を促進するためにインド太平洋地域におけるサプライチェーンの強靱性及び効率性を促進することの重要性を強調した。この関連で、両首脳は、地域的な包括的経済連携（RCEP）がインドに対して引き続き開かれていることを改めて強調しつつ、2020年11月15日に行われたRCEP協定への署名を歓迎した。両首脳は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）の実施及び拡大を通じたものを含め、自由で、公平で、包摂的で、ルールに基づく貿易・投資環境を拡大すること並びにこの地域及びそれを超えた地域における市場を開かれたものとし続けることに対するコミットメントを確認した。また、両首脳は、これらの協定及び日・豪経済連携協定（日豪EPA）の下で、二国間経済関係を更に深めることへの希望を表明した。両首脳は、電子商取引に関する共同声明イニシアティブ（JSI）において共同議長国を務める電子商取引のルール作りを含め、WTOの改革及び強化のために協働する必要性を強調した。両首脳は、市場原理に基づきまたそれぞれの二国間及び多国間

のコミットメントと整合的な形での、ルールに基づく開かれた貿易に対する強い支持を確認した。このような貿易は繁栄を築き、国家間の信頼と深い絆を支える。両首脳は、さらに、貿易は政治的圧力をかけるための道具として決して使われてはならないことを確認した。そのようなことは、信頼や繁栄を損なうこととなる。両首脳は、また、無差別な貿易・投資環境を発展させるために、市場志向条件及び公平な競争条件を確保するために緊密に協働することについて見解を共有した。

- 19 両首脳は、経済回復と人的交流を促進するために、相互に有益な形で両国間の国境を跨ぐ人の往来を再開することの重要性を強調し、感染状況等に応じて、この分野における具体的な進展への願望を表明した。
- 20 両首脳は、液化天然ガス（LNG）を含む安全で信頼性のあるエネルギー供給を確保するため、並びに、水素、二酸化炭素回収・利用・貯留（CCUS）及びカーボンリサイクル（CR）を含む新たな、かつ新興の低炭素技術やサプライチェーンを通じた温室効果ガス排出削減のため、緊密な協力を継続することで一致した。両首脳は、豪州のビクトリア州における水素エネルギーサプライチェーン・プロジェクトの今日までの進捗を歓迎した。両首脳は、強靱な低炭素経済への各国による及び国際的な移行を支えるために水素に係る協力を推進することで一致した。この文脈で、モリソン首相は、菅総理によって最近なされた、2050年までに、日本は、温室効果ガスの排出を実質ゼロにし、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すという宣言を認識した。菅総理は、豪州が、温室効果ガスの排出を実質ゼロとすることを可能な限り早期に実現するために「低排出技術ロードマップ」を実施していること及び2005年以降既に排出を14%削減していることを認識した。
- 21 両首脳は、特に、新型コロナウイルス感染症の世界的流行によって発生している課題に対処するために、農業生産における協力を深化させるコミットメントを確認した。両首脳は、両国が農産品の国際市場への輸出を拡大する潜在力を有していることを認識し、地域的及び世界的な農業・食料サプライチェーンに関して、更なる協働を追求することで一致した。

日本国内閣総理大臣

菅 義偉

オーストラリア連邦首相

スコット・モリソン